

# 大谷第四自治会館消防計画

## 第1条 目的と適用範囲

この計画は、大谷第四自治会館の火災等の災害予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。この計画で定めたことは、ここに入入りするすべての者が守らなければならない。

## 第2条 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防組織は、大谷第四自治会自主防災会が対応するものとし、任務を下表に示す。各担当任務はカッコ内の記載する自主防災会班長がその任に当たる。

〔総合指揮〕	〔担 当〕	〔任 務〕
自衛消防隊長 (自主防災会長)	通報連絡担当 (情報班長)	(1)非常ベルを鳴らす。 (2) 119 番に通報する。 (3)到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。
	初期消火担当 (消火班長)	(1)水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2)天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。
	避難誘導担当 (避難誘導班長)	(1)避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2)避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。
	応急救護担当 (救護班長)	(1)負傷者に対する応急処置 (2)救急隊との連携、情報の提供 (3)負傷者の氏名、負傷程度の記録

## 第3条 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1、別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	会館利用日	会館利用者	
別表2	4月、10月	会館担当役員	

## 第4条 利用者等の守るべき事項

- (1) 避難口、避難経路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (3) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

## 第5条 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 利用後は、必ず施錠する。
- (3) 挙動不審者を見かけたら、自治会長もしくは防火管理者に報告する。
- (4) ゴミは建物外周部に放置せず、ゴミの収集日の朝に集積場に出す。

## 第6条 消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は防火管理者が自治会長に報告し、不備については改修計画を立て整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて、保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し改修する。

## 第7条 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
  - (ア) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
  - (イ) 火気設備器具の直近にいる利用者は、可能な範囲において、電源及び燃料の遮断等をおこなうものとする。
  - (ウ) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処罰を行う。
- (4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
  - (ア) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行うこと。
  - (イ) 避難にあたっては、身の安全を確保した後、建物外部へ避難させる。
  - (ウ) 在館者等を広域避難場所(さいたま市大谷小学校)へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
  - (エ) 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

## 第8条 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
- (5) 溶接その他の火気等を使用する工事を行う場合は消火器等の準備をすること。
- (6) 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

(7) 放火を防止するために、資機材の整理、整頓をすること。

#### 第9条 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任(解任)の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を消防署長に報告 1年に1回
- (4) 改装工事時の「工事中の消防計画」
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報
- (6) その他
  - (ア) 催物の届出
  - (イ) 火を使用する設備の届出
  - (ウ) 消防用設備等の設置の届出

#### 第10条 防災教育

(1) 自治会員・新会員等に別紙1の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者・実施時期・内容等
自治会員	防火管理者が「防災の手引き」を活用して、4月、10月の年2回及び必要の都度、防災教育を行う。
新会員	防火管理者等が「防災の手引き」を活用して、入会時又は必要の都度、防災教育を行う。

#### 第11条 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	10月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	4月

その他

- ・消火訓練、避難訓練は年2回以上とし、1回は消火器による消火訓練を実施する。
- ・訓練を実施する場合は、消防機関に通報する。

#### 第12条 その他防火管理上必要な事項

- ・緊急連絡先：見沼消防署 TEL 048-687-0151

附則 この消防計画は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

「会館利用報告書（兼 防火・防犯点検表）」に設けた下記の防火関連点検項目により日常点検を行なう。

日常点検項目

点検項目	点検頻度	点検者
会館利用報告書の防火関連項目 1. 冷暖房・換気扇のスイッチ断 2. ヒータースイッチ断 3. 消灯 4. 避難通路に障害物がないこと 5. 吸殻が適正に処理されていること	利用終了時	利用責任者
会館利用報告書の確認	毎月末	自治会館担当役員

別表 2

## 自主検査票（定期）

実施項目及び確認箇所			確認結果
建 物 構 造	(1)柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか	
	(2)天井	仕上げ材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3)窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4)外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避 難 施 設	(1)避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2)避難口	①避難標識は点灯しているか。 ②出入口の幅は確保されているか。	
火 気 設 備	(1)厨房設備	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②安全装置は適正に機能するか。 ③加熱器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
電 気 設 備	(1)電気器具	①コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ②タコ足の接続を行っていないか。 ③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
そ の 他	(1)危険物	①容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ②危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③整理・掃除状況は適正か	
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日
	平成 年 月 日		平成 年 月 日

防火管理者確認

⑩

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

## 別紙 1

### 防災の手引き(自治会員用)

#### (消防計画について)

当会館の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

#### (消火器について)

1. 消火器の設置場所を覚えてください。
2. 消火器の使い方を覚えてください。  
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

#### (火気設備器具について)

1. 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
2. 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
3. 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
4. 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
5. 会館利用後は、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

#### (喫煙について)

1. 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
2. タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
3. 会館利用後は、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

#### (危険物の取扱いについて)

1. 危険物(シンナー、ベンジン等)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
2. 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

#### (避難施設の維持管理について)

1. 避難口、廊下、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないでください。

#### (放火防止対策について)

1. 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
2. ゴミ類の廃棄可燃物は、建物外周部に放置せず、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。

(火災時の対応)

1. 通報訓練

119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など。) 防火管理者に連絡します。

2. 消火活動

消火器を使って、消火活動を行います。

3. 避難誘導

避難口(出入口)を開放し、避難口まで利用者を誘導します。

(地震時の対応)

1. 身の安全を限ってください。蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください

2. 火の始末を行ってください。揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

(その他)

1. 給湯器具付近に可燃物を置かないようにしてくださいまた、換気扇等に油粕がたまることのないように定期的に清掃してください。

2. 喫煙管理を徹底してください。

3. 災害発生時に、お年寄りや子供が居た場合、優先し避難誘導してください。